

**「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」
に対する意見募集の結果について**

平成27年9月1日
経済産業省
環境省

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、平成27年6月29日から平成27年7月28日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて意見募集を行いました。お寄せいただいた御意見について検討を行い、御意見の概要及び御意見に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

また、本件については、平成27年9月1日に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を公布・施行いたしました。

項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 事前認定回収施設（Pre-authorized facility）向け輸出の手続簡略化について	書類提出後から許可が出るまで場合によっては数ヶ月以上の時間を要するのは、ビジネスチャンスを逃すことにもつながりかねない。Pre-authorized facility などお墨付きの施設に輸出する場合は、日本からの輸出手続を簡略化すべき。	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。
2. 廃家電製品等の不適正な輸出に対する対策の強化について	今回の各種届出の記載事項を簡素化する改正案により、輸出入を促進する大きな効果があると思われるが、一方、主に中国向けで、未だに家電リサイクル法・小型家電リサイクル法対象品の不適切な輸出事案が全国的に見受けられる。このような状況下で今回改正案のような緩和措置を実施するのであれば、不適正な輸出が絶えない状況も踏まえた上で、相手国の国内法で禁止になっている品目が確認される場合には輸出許可を出さない様、通関前の検査、業者への立入りの強化を同時に検討されたい。	今回の改正は、バーゼル法に基づき特定有害廃棄物等を輸出入しようとする事業者の手続面の合理化を図るものであり、本改正によって違法な輸出入が増加することはないと考えます。一方、御指摘のとおり、廃家電等が違法に回収され、こうした経路からの不法投棄や不法輸出につながっている可能性が指摘されており、水際においても、バーゼル法や廃棄物処理法の規制を受けるともかかわらず、必要な審査を経ず使用済み家電製品等を違法に輸出しようとする事案が後を絶たない状況にあります。こうした状況を踏まえ、経済産業省及び環境省では、税関と連携した水際対策の強化等、違法な事業者の取締りについて引き続き取り組んで参ります。